

V 輸出取止め再輸入手続きのシステム化

2014年11月14日

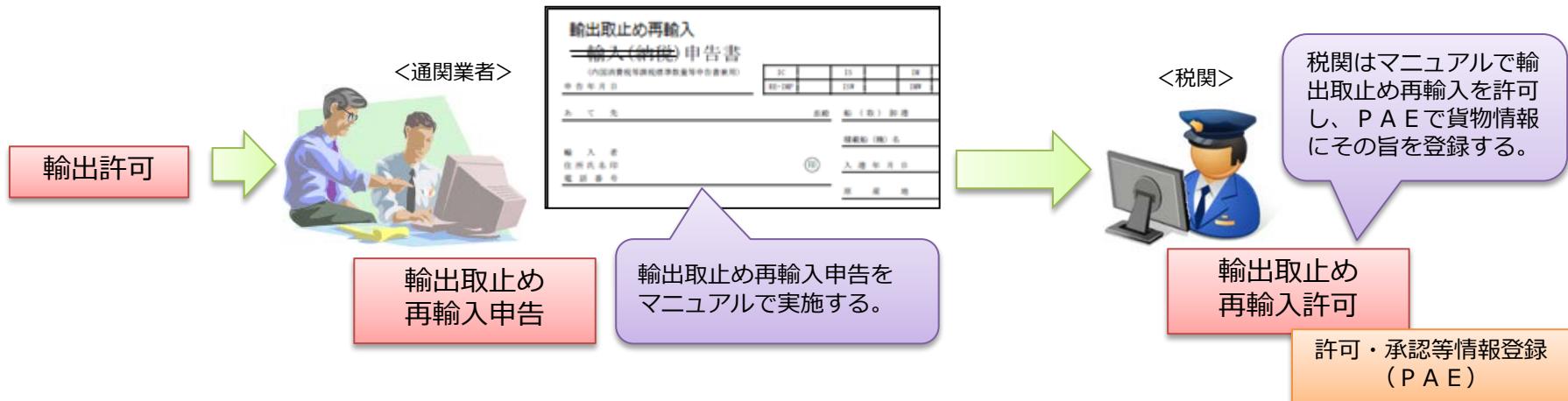
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 輸出取止め再輸入手続きのシステム化の概要

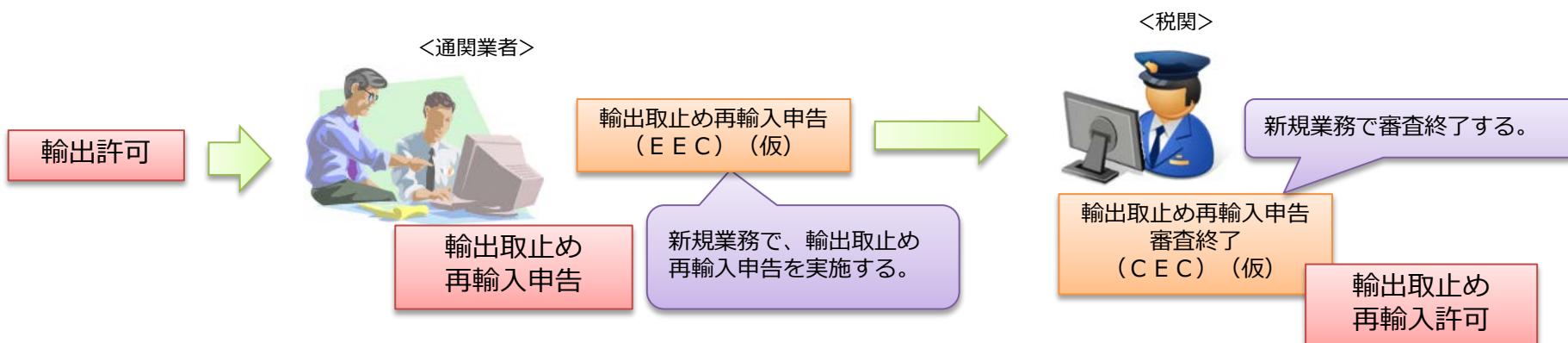
<現状>

輸出取止め再輸入申告はNACCSで実施することができない。



<次期>

輸出取止め再輸入申告をNACCSで実施可能とする。



機能の概要

- | 機能の概要 | |
|-------|---|
| 1 | 輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了並びに照会業務を新設する。
なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。 |
| 2 | 「申告添付登録（MSX）」業務の対象とする。 |
| 3 | チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録（輸出）（PAE）」業務の種別「CEP：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。
(例)　・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等情報登録（輸出通関）」を蔵置場に配信する。
・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。 |
| 4 | 輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようとする。
なお、当該輸出取止め再輸入申告が撤回された場合は、船積み又は搭載を再度可能にする。 |

3. 新規業務

業務名	利用者	業務の概要
輸出取止め再輸入申告事項登録（E E A）（仮）	通関業者	「輸出取止め再輸入申告（E E C）」業務に先立ち、輸出取止め再輸入申告に係る事項を登録または訂正する。
輸出取止め再輸入申告事項呼出し（E E B）（仮）	通関業者	「輸出取止め再輸入申告事項登録（E E A）」業務によりシステムに登録した輸出取止め再輸入申告に係る情報を呼び出す。 E E A業務に先立ち、輸出許可を受けた輸出申告情報のうち、E E A業務に利用しうる情報を呼び出すこともできる。
輸出取止め再輸入申告（E E C）（仮）	通関業者	「輸出取止め再輸入申告事項登録（E E A）」業務後、輸出取止め再輸入申告を行う。
輸出取止め再輸入申告変更事項登録（E E A 0 1）（仮）	通関業者	「輸出取止め再輸入申告（E E C）」業務後、許可前に輸出取止め再輸入申告に係る変更事項を登録または訂正する。
輸出取止め再輸入申告変更事項呼出し（E E D）（仮）	通関業者	「輸出取止め再輸入申告変更事項登録（E E A 0 1）」業務に先立ち、システムに登録されている輸出取止め再輸入申告に係る情報を呼び出す。
輸出取止め再輸入申告変更（E E E）（仮）	通関業者	「輸出取止め再輸入申告変更事項登録（E E A 0 1）」業務後、輸出取止め再輸入申告の変更を行う。
輸出取止め再輸入申告審査終了（C E C）（仮）	税関	輸出取止め再輸入申告に係る審査終了又は撤回の旨を登録する。
輸出取止め再輸入申告等照会（I E D）（仮）	通関業者 税関	輸出取止め再輸入申告の内容及び手続き状況を照会する。

4. 輸出取止め再輸入申告フロー

通関業者

